熊谷市民公益活動促進事業ステップアップ助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　熊谷市民の公益活動の活性化を図るため熊谷市民公益活動促進事業ステップアップ助成金（以下「助成金」という。）を設け、予算の範囲内において助成金を交付する。

２　助成金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「市民公益活動」とは、市民が自発的に行なう公益性のある活動であって、営利を目的としないものをいう。

（助成対象団体等）

第３条　助成金の交付の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、市民公益活動を行なっている任意団体又は特定非営利活動法人とする。

（助成対象事業費）

第４条　助成金の交付対象となる事業費は、市民公益活動の拡大に係る事業に要する経費とする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、前条に規定する助成対象事業費に１００分の７５を乗じて得た額（当該額が３０万円を超えるときは、３０万円）とする。ただし、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

２　この助成金は、原則として、１会計年度当たり１団体１事業１回に限り交付し、同一団体への交付は２回を限度とする。

（交付申請書の様式等）

第６条　規則第５条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

２　前項の申請書の提出期限は、助成金の対象となる事業（以下「助成金交付対象事業」という。）の実施ごとに市長が定めるものとする。

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、第１６条に定める助成金審査基準に適合するかを審査し、交付又は不交付を決定するものとする。

（交付決定等通知書の書式）

第８条　規則第８条第１項の交付決定通知書及び同条第２項に規定する不交付決定通知書の様式は、それぞれ様式第２号及び様式第３号のとおりとする。

（事業の中止又は変更）

第９条　助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成金交付団体」という。）は、助成金交付対象事業を中止し、又は変更しようとするときは、助成金交付対象事業中止・変更承認申請書（様式第４号）をもって、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　市長は、前項に規定する申請を承認したときは、助成金交付対象事業中止・変更決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（実績報告書の書式等）

第１０条　規則第１２条に規定する実績報告書の書式は、様式第６号のとおりとする。

２　前項の実績報告書の提出時期は、交付を受けた会計年度の助成金交付対象事業終了後１４日以内とする。

（確定通知書の書式）

第１１条　規則第１３条に規定する確定通知書の様式は、様式第７号のとおりとする。

（交付請求書の書式）

第１２条　規則第１５条第２項に規定する交付請求書の書式は、様式第８号のとおりとする。

（概算交付と精算）

第１３条　規則第１５条第１項ただし書の規定により助成金交付団体が助成金交付対象事業の完了前に概算で助成金の交付を受けるときは、交付（概算）請求書（様式第９号）により請求するものとする。

２　前項の規定により助成金交付団体が助成金の交付を受け、事業終了後その精算金の交付を受けるときは、交付（精算）請求書（様式第９号の２）により請求するものとする。

（返還命令書の様式）

第１４条　規則第１７条に規定する返還命令書の様式は、様式第１０号のとおりとする。

（財産処分制限の緩和期間）

第１５条　規則第１９条ただし書に規定する市長が定める期間は、事業終了後１０年とする。

（審査基準）

第１６条　助成金交付団体及び助成金交付対象事業を選定するに当たり、次に掲げる基準を設けるものとする。

⑴　助成対象団体に係る基準

ア　会則、規約等を持ち、継続的な活動ができること。

イ　活動の拠点が市内にあり、かつ市内において活動を行っていること。

ウ　５人以上の市内在住・在勤・在学者で主に構成されていること。

エ　政治活動、宗教活動又は営利を目的にしないこと。

オ　暴力団又は暴力団の構成員の統制下にないこと。

⑵　助成対象事業に係る基準

ア　別表に規定する活動のうち助成対象団体が市内で実施するものであること。

イ　その他市長が市民公益活動に係る事業と認めたものであること。

（情報公開）

第１７条　第６条第１項の申請書及び第１０条第１項の実績報告書の一部については、熊谷市ホームページで公開する。

（書類の整備等）

第１８条　助成金交付団体は、助成金交付対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

２　前項の帳簿及び証拠書類は、助成金交付対象事業の終了日の属する会計年度の翌会計年度の４月１日から３年間保管しなければならない。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前に熊谷市民公益活動促進事業はじめ

の一歩助成金交付要綱（平成１８年４月１日施行）第４条第１項第２号に規定するチャレンジ助成金の交付を受けた団体に係る第５条第２項の規定の適用に「２回」とあるのは、「２回から熊谷市民公益活動促進事業はじめの一歩助成金交付要綱（平成１８年４月１日施行）第４条第１項第２号の規定するチャレンジ助成金の交付回数を減じた回数」とする。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

４　前項の規定にかかわらず、令和１１年３月３１日までに第７条の規定による補助金の交付決定した者に係る第７条から第１９条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は決裁の日から施行する。

別表（第１６条関係）

１　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

２　社会教育の推進を図る活動

３　まちづくりの推進を図る活動

４　観光の振興を図る活動

５　農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動

６　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

７　環境の保全を図る活動

８　災害救援活動

９　地域安全活動

１０　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

１１　国際協力の活動

１２　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

１３　子どもの健全育成を図る活動

１４　情報化社会の発展を図る活動

１５　科学技術の振興を図る活動

１６　経済活動の活性化を図る活動

１７　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

１８　消費者の保護を図る活動

１９　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

２０　前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動